鬼北町立広見中学校いじめ防止基本方針(概要版)

　　平成29年12月22日改定

「いじめはどの子にも、どの学級・集団にも起こりうる」「いじめは人として絶対に許されない行為である」との共通認識のもと、広見中学校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、心と体が健やかに成長していくことを目指し、全教職員で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に取り組んでいきます。

早期発見のための取組

未然防止のための取組

□　日々の観察に努めます。

　学級担任を中心に全教職員が生徒の学校生活の様子の把握に努めます。

□　学校生活アンケートを実施します。

毎月１回の「広見中をよりよくするアンケート」を実施します。アンケート結果は生徒指導主事が取りまとめ、知り得た情報を全教職員で共有します。

□　あゆみ（日記）指導を行います。

生徒の言語能力・表現能力の向上を図るとともに、学校内外での生活の様子を把握するために、あゆみ（日記）指導を行います。

□　教育相談を行います。

各学期１回、全教職員での全校一斉教育相談を行います。昼休み・放課後等を利用してのチャンス相談や、必要に応じて随時教育相談も行います。スクールカウンセラーの来校日には、相談室を開放し、生徒の悩みごとに対応します。

□　情報交換を行います。

毎月行う校内生徒指導委員会（職員会議）での情報交換のほか、職員室で教職員間の情報交換が緊密にできる職場環境づくりに努めます。

□　家庭との連携に努めます。

学校と家庭の信頼関係を構築し、相互に連絡・相談がしやすい体制を保護者と共につくります。

□　規範意識を育てます。

　学校重点目標に「いじめを絶対に許さない学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯・卑劣な振る舞い等をしない・させない、見過ごさないことに組織的に取り組みます。

□　分かる授業づくりに努めます。

分かる授業づくりを推進し、全ての生徒が活躍できるように授業を工夫・改善することにより、確かな学力の定着と向上に取り組みます。

□　道徳教育の充実に努めます。

　　　道徳教育の充実を図り、自他を尊重する態度や、人権を守る態度を育成するなど、いじめ防止に深く関わる題材を取り上げることで、いじめを許さない心情を育てます。

□　地域との連携を図ります。

学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の仕組みを生かし、生徒を見守り、共に育てる連携・協働体制を整えます。

□　啓発に努めます。

人権教育強調期間の取組・人権集会・文化祭等の行事で、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を計画的に実施します。また、「鬼北町いじめＳＴＯＰ愛顔の子ども会議」「いじめSTOP愛顔の子どもフォーラム」への参加と、それに基づく行動計画に取り組みます。

□　点検・改善に努めます。

いじめ事案への対応マニュアルの作成と点検を行うとともに、いじめの早期発見、情報共有、適切な対処等についてのチェックリストに基づき、教職員の取組の点検と改善に努めます。

**いじめと認知される可能性がある行為の例・・・**

• 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

• 仲間はずし、集団による無視をされる。

• 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

• ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

• 金品を要求される。

• 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

• 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

• パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。



• いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

組織的な対応のために

**校内生徒指導委員会**の設置

□　構成員　　全教職員

□　毎月1回の定例会を開きます。いじめの相談や発見があった場合はその都度開催します。

□　定例会では、情報共有、未然防止措置・対応検討、研修などを行います。



◇　鬼北町教育委員会教育課　　☎　45-1111(代表)　 月～金曜日(祝・祭日を除く)　8:30～17:15

◇　愛媛県総合教育センター　　☎　089-963-3986　　月～金曜日(祝・祭日を除く)　8:30～17:15

◇　子どもの人権110番　　　　☎　0120-007-110　　月～金曜日(祝・祭日を除く)　8:30～17:15

◇　子供SOSダイヤル 　　　　 ☎　0120-0-78310　　24時間対応

◇　鬼北交番　　　　　　　　　☎　0895-45-1144　　24時間対応

◇　宇和島警察署生活安全課　　☎　0895-22-0110　　24時間対応

鬼北町教育委員会

**関係機関**

南予教育事務所

　鬼北交番

　南予子ども・女性支援センター

　医療機関

□　いじめを発見したり相談を受けたりしたときは、特定の教師だけで抱え込まず、組織的に対応します。

□　速やかに事実確認を行って町教育委員会に報告し、対応の指示を受けます。

□　必要に応じて、関係機関・専門機関・学校運営協議会とも連携します。

□　被害生徒を守ることを第一とし、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然と指導します。

□　指導・支援をした後も、再発防止のために日常的に注意深く経過観察を行います。

いじめで困ったら・・・広見中学校以外にも相談窓口があります。

保護者

生徒（教育相談・あゆみ）

校長・教頭への迅速な報告

地域

よりよくするアンケート

観察

□　報告・共通理解

□　事実関係の究明

□　いじめの認知

□　対応の協議

**校内生徒指導委員会**

　校長、教頭、主幹教諭、

　生徒指導主事、

　学年主任、学級担任

□　報告・共通理解

□　事実関係の究明

□　対応の協議

□　学校との連携

**いじめ防止対策委員会**

**いじめ防止対策委員会**の設置

□　構成員　　学校運営協議会委員、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、

スクールカウンセラー

□　学期1回の定例会を開きます。校内生徒指導委員会の要請があった場合はその都度開催します。

□　定例会では、情報共有、学校の取組の点検などを行います。